

群馬大学体育施設の課外活動使用内規

平成 16. 4. 1 制 定
改正 平成 17. 4. 1 平成 18. 4. 1
平成 25. 4. 1 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学課外活動施設管理運営規程第 4 条に基づき、群馬大学体育施設（以下「体育施設」という。）の課外活動使用について必要な事項を定める。

(施 設)

第 2 条 この内規において体育施設とは、荒牧団地、昭和団地及び桐生団地に設けられている次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 体育館
- (2) 陸上競技場
- (3) 弓道場
- (4) 野球場
- (5) ラグビー・サッカー場
- (6) テニスコート
- (7) バレーコート
- (8) ハンドボールコート
- (9) 水泳プール

(使 用 者)

第 3 条 体育施設を使用できるものは、荒牧団地については理事のうち学長が指名する者、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長がそれぞれ承認した課外活動団体とする。

(使用日時)

第 4 条 体育施設は、年末・年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで。）及び荒牧団地については学務部長、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長（以下「学務部長等」という。）が特に指定した日を除き使用できる。

2 使用時間は、保健体育の授業時間を除き、8 時 30 分から 21 時までとする。ただし、特別の理由により学務部長等が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用手続)

第 5 条 体育施設を使用は、別紙様式による体育施設使用許可願を学務部長等に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 使用者は、学務部長等が別に定める体育施設使用心得を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第 7 条 体育施設を使用するものが、この内規に違反したときは、その使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(損害の弁償)

第8条 体育施設を使用するものが、故意又は過失により施設・設備等を滅失又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

(事務)

第9条 体育施設に関する事務は、荒牧団地においては学務部学生支援課、昭和団地においては昭和地区事務部学務課、桐生団地においては桐生地区事務部が行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙様式)

体育施設使用許可願

年 月 日

殿

代表責任者

学部名 学部 学籍番号

氏名

下記により使用したいので許可願います。

期 間	自 年 月 日 () : 時から 至 年 月 日 () : 時まで (使用日が2日以上にわたる場合は別紙)		
場 所 (使用施設)		顧問教官	
使用団体名 (クラブ名)			
使用目的			
人 員	名		

(注)施設の重複などないよう確認の必要がありますので、3日前まで提出すること。

連絡先 TEL : ()

備考 氏名は、必ず本人が署名すること。